

公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続は、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式（建設工事）試行要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第453号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第454号）に示すとおりです。

1 工事の概要

(1) 工事名及び工事箇所名

工事名：令和3年度 防災・安全交付金 浸水対策重点地域緊急工事

工事箇所名：（一）浅川 長野市 浅野～豊野1工区

(2) 工事の目的

本工事は、内水被害の軽減を目的として、千曲川合流点に排水ポンプ設備（排水量7m³/s）を設置（増設）するものである。

(3) 工事内容

1) 整備設備（各設備の詳細設計含む）は、次のとおりとします。

- ① 主ポンプ設備
- ② 主原動機設備
- ③ 系統機器設備
- ④ 電源設備

2) 整備設備の詳細は、次の図書に示すものとする。

- ① 特記仕様書
- ② 全体計画平面図、断面図、盤単線接続図（図面は参考）

また、次の工事関連資料は3（4）に記載の場所において閲覧が可能である。

- ③ 浅川総合内水対策計画（令和2年3月30日）
- ④ 浅川第三排水機場操作要領、操作細則

3) 工事内容は、次のとおりとします。

- ① 主ポンプ設備

主ポンプは、設置条件を考慮したうえで、信頼性、保守性に優れ、水位変動や流量変動に対応する運転性能を有するものとすること。

主ポンプの基礎ボルト等は、地震に対する考慮をすること。

主ポンプの構造は、機種形式・軸形式・大きさ等から選定された機能を十分に発揮できるものとし、施工性や維持管理性に適したものとすること。

- ② 主原動機設備

主原動機は、用途に適合した運転性能を有するとともに、信頼性、経済性を備えたものとすること。

排水ポンプ設備は、台風や集中豪雨による異常出水時に排水を行うため、整備する排水機場周辺の状況を考慮したうえで、外部から孤立した状態でも確実に始動し運転できるも

のとすること。

今回整備する排水ポンプ設備は、年間の運転回数が少ない「低頻度運転」であるため、この条件に対しても始動、運転の信頼性が高いものとすること。

主原動機の基礎ボルト等は、地震に対して考慮をすること。

③ 系統機器設備

系統機器設備は、主ポンプ設備や自家発電設備の運転に必要な燃料、冷却水等を確実に供給できるものとすること。

系統機器設備は、燃料系統、冷却水系統、始動系統、潤滑油系統、給排気系統、小配管等から構成され、主ポンプ設備等と同様に重要な設備であるため、ポンプ設備全体のシステムを勘案し、信頼性が高く、確実な運転を行うための機能を発揮できるものとすること。

④ 電源設備

電源設備は、排水機場の用途、規模、立地条件等を考慮して、ポンプ設備の運転操作、維持管理に必要な電力を確実に供給できるものとすること。

排水ポンプ設備は非常用設備であり、外的要因に左右されずに排水機能を継続できなければならぬいため、主ポンプ設備の運転時にのみ必要な系統機器設備等の動力用電源は自家発電設備より供給し、自家発電設備は常用機の1台を設置すること。

排水ポンプ設備の維持管理上必要な負荷、照明等の電源は、通常は商用電源を受電し、主ポンプ運転時は全電力が自家発電設備に切換えられる方式とすること。なお、商用電源の受電容量は、最小限にして経済的なものとすること。

操作制御設備は、安全で確実かつ容易にポンプ設備の運転操作、状態監視ができるものとすること。

今後整備する監視操作制御設備がスムーズに行えるよう、機場集中監視操作盤からの信号を容易に識別できるよう配慮すること。また将来の機能向上に対応出来るよう拡張性に考慮すること。

4) 上記3) ①～④については、各設備の詳細設計の中で詳細を決定するものとする。

(4) 技術提案を求める具体的な内容

テーマ	具体的な内容
施工体制及び工程計画※1	設計・製作・設置を一体とした当該工事の施工体制及び工程計画に関する提案を求める。
機器性能（ハード）	省エネ性、耐水性、操作性、故障発生時の視認性、維持管理の容易性など、機器性能（ハード）に関する提案を求める。
運転操作及び操作支援	運転操作及び運転操作支援、隣接する排水機場との操作性に関する提案を求める。
供用開始後の故障発生時の緊急対応※2	故障発生時の緊急対応に関する提案を求める。
ランニングコスト	ランニングコストの低減に関する提案を求める。

※1 土木施設、集塵施設、建屋等の他工事の工程を加味せずに、当該工事の施工に係る工程計画を提示すること。

※2 協力業者を含め、供用開始後の故障発生時の対応が可能な業者を加点評価する。なお、故障発生時の修繕等に係る費用については、別契約により支払うものとする。また、供用開始後の、排水ポンプ設備の保守点検業務は、一般競争入札により点検業者を決定します。

(5) 履行期間 工事開始日から約720日間。（債務負担行為設定予定）

(6) 工事実施上の要件

① 本工事は電子納品対象工事であり、電子納品にあたっては「電子納品に係る実施要領」によるもの

とする。

- ② 本工事は情報共有システムを利用する対象工事であり、利用にあたっては「情報共有システム実施要領」によるものとする。
- ③ 本工事完了に伴い、工事に関わる完成図書（図面、仕様書）のほか、既設設備図面と併せた管理用図書（操作取扱要領概要版・詳細版を含む）を提出するものとする。管理用図書に含める既設設備の範囲は協議により決定する。
- ④ 管理用図書として、発注者が定める「排水機場設備台帳」を整備し、今後の保守点検の履歴を記録できるようにすること。

(7) 工事予算額 概ね 462,000 千円（税込）

(8) 支払い条件

各会計年度における支払限度額は、以下のとおりとする。

令和 3 年度	契約金額の	50% の金額
令和 4 年度	契約金額の	80% の金額
令和 5 年度	契約金額の	100% の金額

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 機械器具設置工事について長野県建設工事の入札参加資格を有している者のうち、資格総合点数が 840 点以上であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下同じ）第 3 条の規定により機械器具設置工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- (5) 建設業法第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (6) 有効な経営事項審査を有している者であること。
- (7) 県発注の他の対象工事において、請負契約約款第 17 条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象工事において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (9) 県発注の他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後、請負契約約款第 31 条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。
- (10) 県発注の他の対象工事の入札において、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (11) 県発注の他の対象工事の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (12) 同種または類似の工事の実績を有すること。

揚排水ポンプ設備の製作据付工事の施工実績があり、かつ揚排水ポンプ設備の製作工場を有していること。※「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成 17 年 4 月 1 日から掲示日の前日までに竣工した工事が該当します。

- (13) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (14) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。
なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

(15) 滞納している県税等徴収金がないこと。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式2号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式3号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 同種または類似工事の実績

① 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。

② 「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成17年4月1日から掲示日の前日までに完了した工事が該当する。

イ 当該工事の実施体制

① 配置を予定する主任（監理）技術者の資格等を記載すること。

ウ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・問い合わせ先

〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1

長野県長野建設事務所 総務課

電話 026-233-5151

ファックス 026-234-9605

メール choken-somu@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限 令和3年3月4日（木）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

② 提出場所 3（4）に同じ

③ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の総務課担当者に確認してください。
ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限ります。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の（1）から（15）に基づいて選定される。

なお、技術提案書提出選定者の業者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 参加資格要件 (会社)	・入札参加資格 ・資格総合点数 機械器具設置工事 840 点 以上 ・特定建設業許可	・求める業種の入札参加資格を有しているか ・資格総合点数は要件を満たしているか ・特定建設業の許可を有しているか
2 同種又は類似の工事 の実績 (会社)	・同種又は類似工事の内容	揚排水ポンプ設備の製作据付工事の施工実績 があり、かつ揚排水ポンプ設備の製作工場を 有していること。※「同種工事の実績」とは、 公共機関等から発注された工事を元請けし、 平成 17 年 4 月 1 日から掲示日の前日までに 竣工した工事が該当します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由（非該当理由）を書面により、長野建設事務所長から通知します。
- イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 10 日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第 5 号）第 1 条に規定する休日（以下「休日」という。）を含めない。）以内に、書面（書式自由）により、長野建設事務所長に対して非該当理由について説明を求めるることができます。
- ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して 10 日（休日を含めない。）以内に書面により行います。
- エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
 - ① 受付場所 3 (4) に同じ。
 - ② 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで。（休日を含めない。）
 - ③ 受付方法 原則として FAX（回答を受ける担当者名、電話番号及び FAX 番号を併記すること）とします。なお、到達したことを電話で 3 (4) の担当者に確認してください。
 - ④ 回答方法 原則として FAX による。

(8) その他の留意事項

- ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。
- イ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式 7 号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式 8 号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴等

主な工事経歴は掲示の日の前日から過去 15 年以内に竣工した工事とする。（平成 17 年 4 月 1 日から掲示日の前日までに竣工した工事。）

イ 技術提案

求められた技術提案について簡潔に記載すること。

ウ 配置予定の技術者の資格、主な工事経歴、同種又は類似の工事の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

エ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3 (4) に同じ。

イ 受付期間 掲示の日から令和3年3月4日(木)まで。

(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

ウ 受付方法 FAXまたはメールとします。

エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。(最終回答日:令和3年3月8日(月))

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和3年3月18日(木)

(提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

イ 提出場所 3 (4) に同じ。

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限ります。

オ その他 提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。技術提案書の補足説明資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができます。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

ア 予定日 令和3年3月25日(木)(変更の場合があります。)

イ 場所 長野合庁 予定(詳細については決定次第連絡します。)

※コロナウィルスの影響でヒアリングの延期・変更等もあります。

ウ 時間 各者30分程度を予定(提案者の公募数により変更の場合があります。)

エ その他 パソコン、プロジェクター等の持ち込みは通知時に連絡します。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書評価結果表(様式9-1)は、契約締結後、公表するものとします。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項		審査の視点
配置予定技術者の資格等 (10点)	主任(監理) 技術者	資格	主任(監理)技術者となり得る国家資格を有しているか。 (資格の内容で評価)
		経歴等	公共機関等から発注された機械器具設置工事の元請工事の主任(監理)技術者として豊富な経歴を有しているか。 (過去15年間の実績件数で評価)
		同種又は 類似工事の実績	公共機関等から発注された揚排水ポンプ設備の新設又は更新工事の元請工事の主任(監理)技術者として豊富な経歴を有しているか。 (過去15年間の実績件数で評価)

費用 (40点)	費用の妥当性	評価点=配点×最低価格／提案価格 (少数点以下第3位四捨五入2位止め)
技術提案の内容 (45点)	施工体制及び工程計画 (※1)	設計・製作・設置を一体的に行う当該工事の施工体制及び工程計画に関する具体的な提案があり、提案内容が妥当であるか。
	機器性能(ハード)	省エネ性、耐水性、操作性、故障発生時の視認性、維持管理の容易性など、機器性能に関する複数の具体的な提案があり、提案内容が妥当であるか。
	運転操作及び操作支援	運転操作と運転操作支援に関する提案があり、提案内容が妥当であるか。また、隣接する排水機場との操作性に関する提案があるか。
	供用開始後の故障発生時の緊急対応(※2)	連絡窓口が開設され、故障発生時に作業員を手配し、修理が行える体制が確立されているか。 (連絡窓口の対応時間、連絡受付から作業を開始するまでの時間で評価)
	ランニングコスト(※3)	ランニングコストの低減に関し、具体的な提案があり、別途提出を求める「ランニングコスト算出表」と整合が図られており、安価であるか。 (提案の内容で評価)
技術提案の内容 と施工の整合性 (5点)		技術提案の内容が十分に検討されたものであり、施工の確実性においても評価できるものとなっているか。

※1 土木施設、集塵施設、建屋等の他工事の工程を加味せずに、当該工事の施工に係る工程計画を提示すること。

※2 協力業者を含め、供用開始後の故障発生時の対応が可能な業者を加点評価する。なお、故障発生時の修繕等に係る費用については、別契約により支払うものとする。また、供用開始後の、排水ポンプ設備の保守点検業務は、一般競争入札により点検業者を決定します。

※3 ランニングコストの算出にあたっては、別添様式ランニングコスト算出表により、技術提案書として提出すること。

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、長野建設事務所長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を書面により、長野建設事務所長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(休日を含めない)以内に、書面(様式自由)により、長野建設事務所長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(休日を含めない)に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3(4)に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(休日を含めない。)

③ 受付方法 原則としてFAX（回答を受ける担当者名、電話番号及びFAX番号を併記すること）とします。なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

④ 回答方法 原則としてFAXによる。

(10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要（長野県建設工事事務処理規程（昭和51年3月3日付け50監第590号）による。）

(2) 関連情報を入手するための窓口

3（4）に同じ。

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。